

公共放送WG第2次取りまとめ案に対する民放連意見

該当箇所	民放連意見
<p>2.(1) 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方に係る基本認識</p>	<p>◇ 全体</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ NHKのネット配信の在り方については、放送と同じものをネットにも出すことを基本として、議論が積み重ねられてきました。したがって、ネット配信が原則として必須業務化されるとしても、NHKの業務において、放送がネット配信に劣後することがあってはなりません。地上テレビ放送、ラジオ放送、衛星放送、国際放送のそれぞれにおいて、今後も公共放送に期待される役割と、わが国の放送全体への責務を誠実に果たすよう求めます。</li><li>・ 本年1月1日に発生した能登半島地震においても、広範囲で停電が発生するなかで、民放各社とNHKが協力して、中継局の放送継続のための最大限の努力を続けた結果、放送により、多くの住民に対し、生命・財産を守るためのライフライン情報をお伝えし続けることができました。</li><li>・ 放送の二元体制の趣旨や、情報の多様性確保の観点から、民放事業者が採算面などから手掛けにくい番組や業務をNHKが提供することが、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。</li><li>・ 受信料に支えられたNHKにおいて、保有するメディアの数、業務範囲、それらを維持するために必要な収入などの適正規模は、国民・視聴者の利益に沿うかどうかとの観点で常に検証し、適時適切に見直すべきものと考えます。</li></ul> <p>◇ ネット配信業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ テキスト情報等についての競争評価の仕組みの導入に加え、公正競争担保の一つの手段として、NHKのネット業務全体の費用上限(現行:200億円)を引き続き設定すべきです。個々の実施費用の細目についても、一層の透明化を求めます。</li><li>・ NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、任意業務は当然に整理縮小され、限定されるものと考えます。NHKには、任意業務として存続するサービスについて早期に明らかにするよう求めます。</li><li>・ NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、「民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう民放連が求めたところ、総務省は「インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきと考えており、そのことは明らか」との考え方を示しました<sup>(注)</sup>。こうした考え方は至当なものですが、そのうえで、NHKに継続的・安定的な実施を義務付けること、すなわち運用面や技術面でNHKの規律に何らかの変更があるとしても、「民放のネット配信には放</li></ul>

	<p>送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう、あらためて求めます。また、これは地上テレビ放送だけでなくラジオ放送、衛星放送についても同趣旨であるべきです。</p> <p>(注)「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)(案)」に対する意見募集の結果(2023年10月18日)</p>
<p>2.(2)① 地上波ラジオ放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ラジオ放送」は身近な情報メディアとして国民の生活にしっかりと根を下ろし、非常災害時に不可欠な情報のライフラインの役割を果たしています。デジタル時代においても、基幹放送の一翼を担うラジオ放送が果たしてきた役割、国民から得た信頼等をいかに継続していくかとの視点が不可欠です。NHKが今後も民放と協力し、「radiko」での配信やリスナーの拡大などラジオ全体の発展に取り組むことを期待します。</li> <li>・ ラジオ放送のネット配信の必須業務化にあたり、放送番組以外のテキスト情報等を競争評価の仕組みの対象としたことは適切です。</li> </ul>
<p>2.(2)② 衛星放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BS放送の普及・発展は、公共放送のNHKと民放の無料広告放送および有料放送によって支えられてきました。優良コンテンツを編成・放送するNHKの役割は非常に大きく、NHKのBS放送が2チャンネルに再編された後も、BS放送全体の普及・発展に関する公共放送の責務をより積極的に果たし、4K放送の一層の普及に向けて取り組むことを期待します。</li> <li>・ 第2次取りまとめ案において、衛星放送のネット配信の必須業務化を当面の間、見送ると判断したことは、現実的な対応と考えます。</li> <li>・ 必須業務化を見送る理由として、権利処理に係る困難性やコスト等の課題が挙がっており、NHKに対し、こうした課題と解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきとしています。NHKにおいては、▽受信料制度が地上テレビ放送の付加受信料であること、▽地上波テレビとの違い、▽現行制度において任意業務としても実施していないこと——などを踏まえて、スケジュールありきでない丁寧な議論を行っていただきたい。</li> <li>・ NHK BSで編成されるプロスポーツや海外からの購入番組等のネット配信は、民間企業においてもしのぎを削る領域であり、NHKが先行して配信権を取得することで民間の権料の高騰を招く懸念があります。</li> </ul>
<p>2.(2)③ 国際放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKの国際放送は、▽目的、▽対象とする視聴者、▽対象とする地域、▽メディア、▽財源といった要素の組み合わせで複数の種類があります。従って、ネット配信の必須業務化にあたっては、効率的な運用の観点から業務範囲を精査すべきです。</li> </ul>

<p>2. (3) 地方向け放送番組に係る地域メディアとの公正競争の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し（聞き逃し）配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当」との提言は重要です。</li> </ul>
<p>2. (4) インターネット活用業務に係る民間放送事業者等への知見の共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言は重要であり、着実な実施を求めます。</li> </ul>
<p>3. NHKのガバナンスの在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民放連は、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。公共放送ワーキンググループがNHKのガバナンスの在り方について集中的な議論を行い、実効性確保に向けて提言をまとめたことを高く評価します。</li> <li>特に、“経営委員会・監査委員会が執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携して監督・監査に取り組んでいく”“インターネット活用業務の必須業務化にあたり、経営委員会が公正競争の観点を含む適正性確保の重い責務の下、NHKの原案策定の最終的な決定を行う”などの枠組みを明確に示したことは重要です。</li> <li>NHKの子会社等に関するガバナンスについて、民放事業者は具体的な対応を注視しています。子会社等の事業活動については、NHKグループ全体として、公共放送として求められる活動かどうかの視点で、その適正性を判断すべきです。</li> <li>ネット配信の必須業務化に当たり、NHKに課される基本的な考え方は、子会社・関連会社のネット配信業務においても同じ原則に立つべきです。</li> </ul>
<p>4. (3) 国際放送の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際放送において、広告収入を得ることを検討するにあたっては、放送法第83条「広告放送の禁止」の趣旨を踏まえた、丁寧な議論を期待します。</li> </ul>

以 上